

西桂町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定について

1 計画策定の背景と趣旨

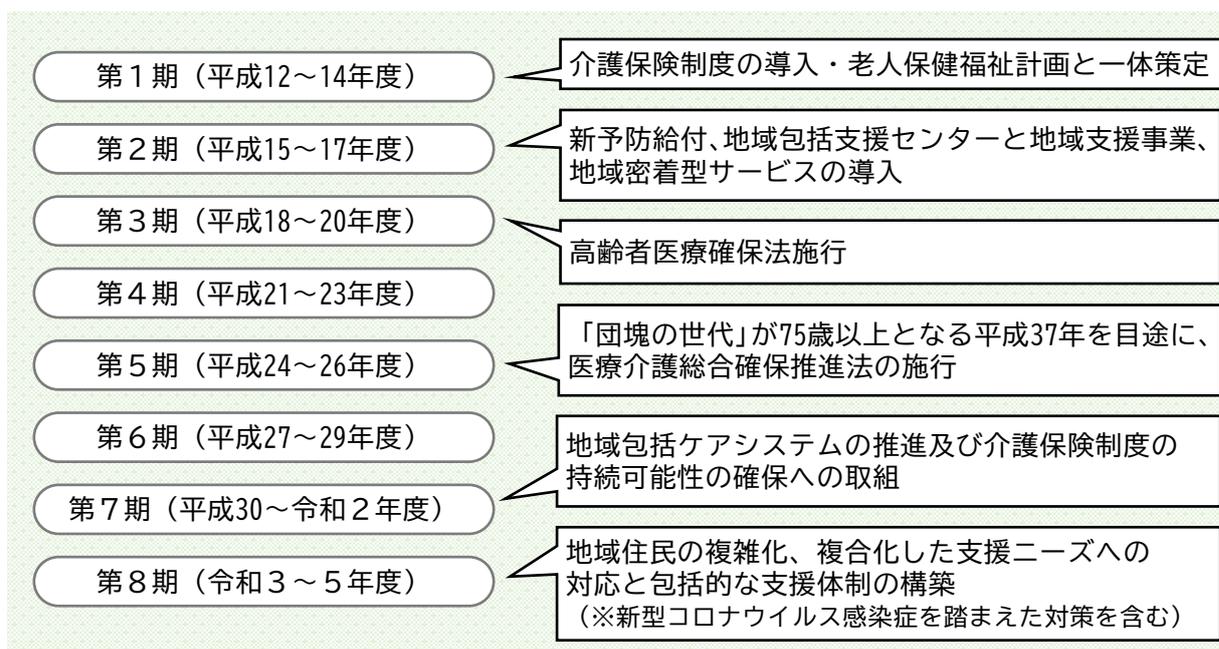
介護保険制度は平成12年度に開始され、高齢化の進行や要介護高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化、認知症高齢者の増加など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

現行の第8期計画では、間近に迫る2025年への対策のほか、“地域共生社会の実現”と“2040年（令和22年）への備え”という観点から、「介護予防健康づくりの推進（健康寿命の延伸）」、「保険者機能の強化」、「地域包括ケアシステムの推進」、「認知症施策の総合的な推進」、「持続可能な制度の構築・介護現場の革新」が計画の柱として位置づけられ、当町においても、令和2年度に策定した『西桂町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画』では、「一人ひとりが住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して生活できるまちづくり」を基本方針として、高齢者福祉に関する施策を展開してきました。

令和6年度からスタートする「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定（令和6年度～8年度）」の策定にあたっては、第8期計画の進捗状況を検証するとともに、65歳以上の町民や介護家族等を対象に実施したアンケート調査等を踏まえて内容を検討していきます。

また今後、生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させることによる、介護保険制度の持続可能性の確保を目指して施策を展開していくこととなります。

【介護保険事業計画 国による制度改訂の経過】



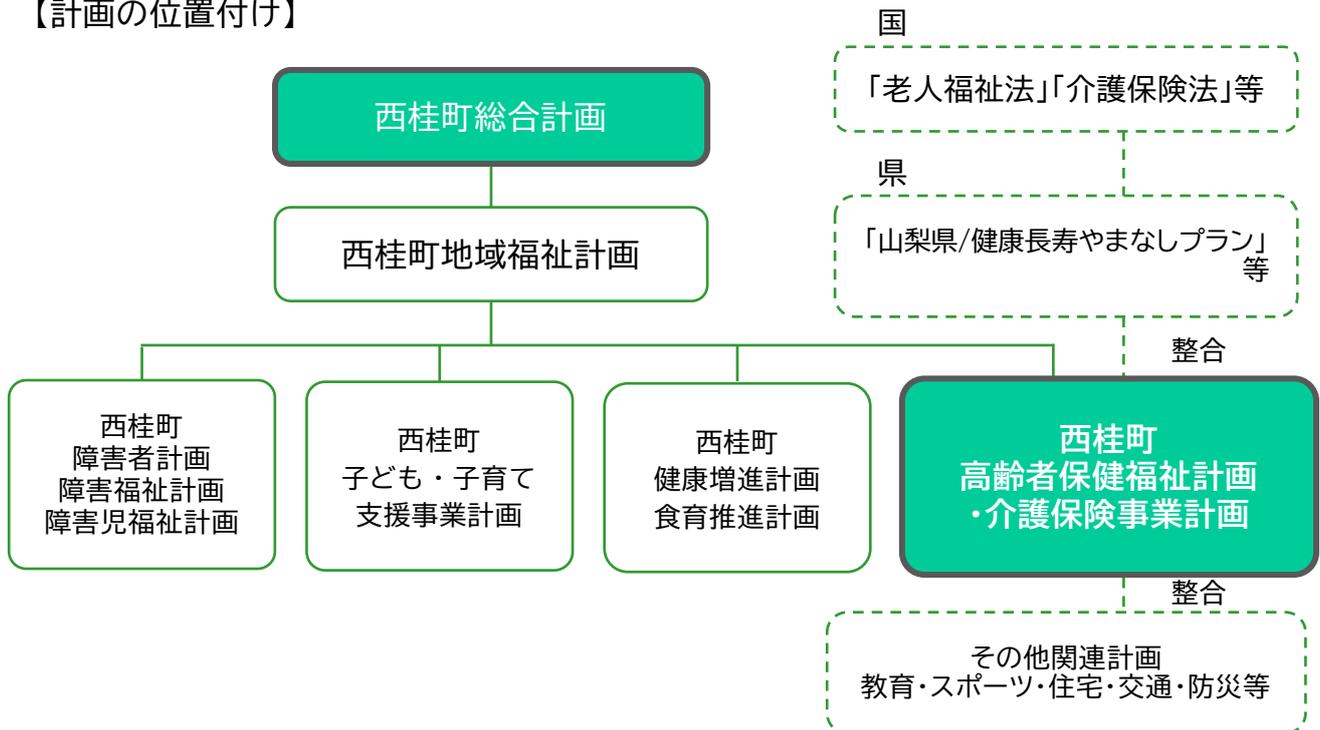
2 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

当町では、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、2つの計画を一体化した計画として、「第9期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定」を策定します。

なお、当町の上位計画・関連計画等との関係は、次の図のとおりです。

【計画の位置付け】



3 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法第116条第1項に基づく国の基本指針に従って策定するものであり、法に基づき3年を1期として計画策定が義務づけられており、第9期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

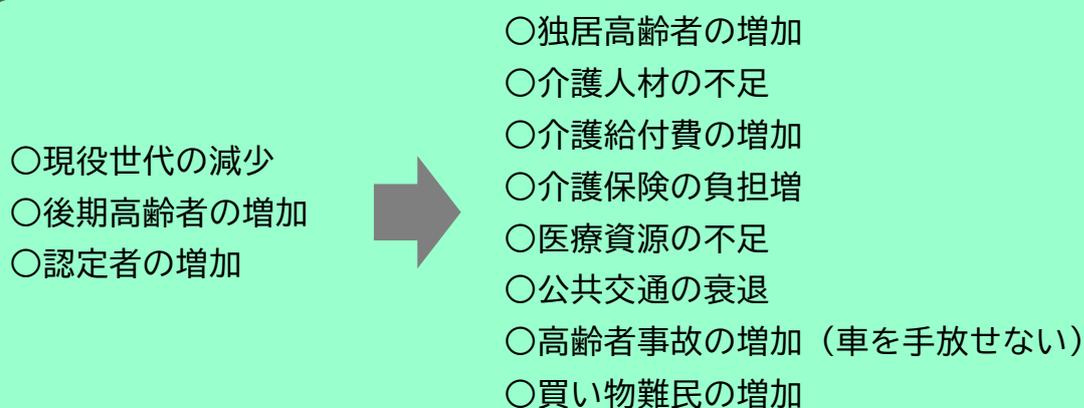
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第8期 高齢者保健福祉計画 第8期 介護保険事業計画			第9期 高齢者保健福祉計画 第9期 介護保険事業計画			第10期 高齢者保健福祉計画 第10期 介護保険事業計画		

4 2040年を見据えた高齢者福祉の考え方について

国の推計によると、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%となると推計されています。人口構造の推移を見ると、今後は「高齢者の急増」から「現役世代の急減・後期高齢者の急増」に局面が変化していくことが予想されます。これにより、労働力不足が深刻となり、社会保障財源が逼迫し、介護人材についても深刻な不足を招くと推測されるほか、地域経済や防災、公共交通、まちの賑わい等の様々な面に影響を与え、地域の活力を低下させる可能性があります。

具体的には、以下のような高齢者福祉に関する課題が想定されます。

● 2040年の高齢者福祉における想定される課題



このような課題に対して、誰もが長く元気に活躍できる社会の実現を目指して、以下のような取組を進める必要があります。

○雇用・年金制度改革等多様な就労・社会参加

- 70歳までの就業機会の確保
- 就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援
- 中途採用の拡大、副業・兼業の促進
- 地域共生・地域の支え合い
- 人生100年時代に向けた年金制度改革

○健康寿命の延伸

- 次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
- 疾病予防・重度化予防
- 介護予防・フレイル対策、認知症予防

○医療・福祉サービス改革

- ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
- タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
- 組織マネジメント改革
- 経営の大規模化・協働化

5 計画に記載する事項（※国の基本指針に基づく項目）

○ 第9期介護保険事業計画

- 日常生活圏域の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み
- 各年度における必要定員総数
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- 第9期介護保険料の設定

○ 高齢者保健福祉計画

- 介護保険事業の対象外のサービスに係る事業の目標
- 高齢者福祉施策や介護予防施策

6 国の基本指針に基づき、第9期計画において記載を充実する事項

（※3月に示された「基本的な考え方」に基づく）

第9期計画期間（2024年度～2026年度）の中間年度で団塊世代の全員が75歳以上の後期高齢者となり、これまで「地域包括ケアシステムの構築」が目途としていた2025年を迎えることになり、今後、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれます。

国においては、第9期計画における制度改革に向けて、2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、「2025年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムを更に深化・推進する」とともに「介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保する」という視点に基づき、協議が進められています。

なお、第9期計画において、新たに記載を義務付ける項目のほか具体的な国・県の要求事項については、従来の計画策定スケジュールを踏まえ、9月以降に通知されるものと見込んでいます。

7 第9期計画における見直しのポイント

(※記載を充実する事項のたたき台を含む)

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要 (ヤングケアラーへの支援を追加)
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進

② 介護事業所間、医療・介護間の連携に向けた医療・介護情報基盤の整備

- 高齢者虐待防止の一層の推進 (セルフ・ネグレクトの防止も含む)
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進

③ 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
- 介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

8 介護保険事業費用・保険料算定の流れ

西桂町における将来の高齢者人口・認定者数の推計を行い、これまでのサービス利用実績、将来の利用者数の予測等を勘案して各サービスの提供目標数（利用見込量）・給付費の算定を行います。これにより、最終的に第9期計画の保険料を決定していきます。

